

○泉佐野市田尻町清掃施設組合聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則

令和6年10月22日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)又は泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例(令和6年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法又は条例の定めるところによる。

(聴聞の通知)

第3条 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞の期日の2週間前までに聴聞通知書(様式第1号)により行わなければならない。

2 法第15条第3項又は条例第15条第3項の書面は、聴聞通知書によるものとし、これらの規定による掲示は、聴聞公示送達書(様式第2号)により行わなければならない。

(聴聞の期日の変更)

第4条 当事者は、行政庁(管理者その他法令に基づき処分権限を有する機関又はこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関をいう。以下同じ。)が法第15条第1項若しくは同条第3項又は条例第15条第1項若しくは同条第3項の規定による通知をした場合において、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、聴聞の期日を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更する場合のほか、職権で、聴聞の期日を変更することができる。

4 行政庁は、前2項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(その時まで法第17条第1項若しくは条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(関係人の参加の通知等)

第5条 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により主宰者が関係人に対し聴聞に関する手続に参加することを求めるときは、当該聴聞の期日の1週間前までに通知しなければならない。

2 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による許可を受けようとする関係人は、聴聞の期日までに、関係人参加許可申請書(様式第3号)を主宰者に提出しなければならない。

3 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第6条 法第18条第1項又は条例第18条第1項の閲覧を求めようとする当事者等は、資料閲覧許可申請書(様式第4号)を行政庁に提出しなければならない。

2 行政庁は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、その関

覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮しなければならない。

- 3 法第 18 条第 2 項又は条例第 18 条第 2 項の閲覧を求めようとする当事者等は、口頭で行うことができる。
- 4 行政庁は、前項の閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき(法第 18 条第 1 項後段又は条例第 18 条第 1 項後段の規定により拒む場合を除く。)は、その閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。
- 5 前項の場合において、主宰者は、法第 22 条第 1 項又は条例第 22 条第 1 項の規定により新たな期日を定めるときは、当該閲覧の日以後の日を定めなければならない。

(主宰者の指名)

第 7 条 法第 19 条第 1 項又は条例第 19 条第 1 項の規定による指名は、聴聞の通知の時までに行わなければならない。

- 2 主宰者が法第 19 条第 2 項各号又は条例第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭の許可)

第 8 条 法第 20 条第 3 項又は条例第 20 条第 3 項の許可を受けようとする当事者又は参加人は、補佐人出頭許可申請書(様式第 5 号)を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第 22 条第 2 項(法第 25 条後段において準用する場合を含む。)又は条例第 22 条第 2 項(条例第 25 条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、法第 20 条第 3 項又は条例第 20 条第 3 項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述で、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないものについては、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第 9 条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者の陳述が、既にした陳述と重複するとき、審理と関係のない事項にわたるときその他適当でないとき認めるときは、これを制限することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日における審理の秩序を維持するため、審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置を講ずることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第 10 条 行政庁は、法第 20 条第 6 項又は条例第 20 条第 6 項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、その聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

- 2 前項の場合において、行政庁は、当事者及び参加人(その時まで法第 17 条第 1 項若しくは条例第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。)に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第 11 条 法第 24 条第 1 項又は条例第 24 条第 1 項の規定による調書の作成は、聴聞調書(様式第 6 号)により行わなければならない。

- 2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とする

ことができる。

- 3 法第 24 条第 3 項又は条例第 24 条第 3 項の規定による報告書の作成は、報告書(様式第 7 号)により行わなければならない。

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第 12 条 法第 24 条第 4 項又は条例第 24 条第 4 項の閲覧を求めようとする当事者又は参加人は、聴聞調書(報告書)閲覧申請書(様式第 8 号)を、聴聞の終結前であつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後であつては行政庁に提出しなければならない。

- 2 主宰者又は行政庁は、法第 24 条第 4 項又は条例第 24 条第 4 項の閲覧を求められたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、その閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与の通知)

第 13 条 法第 30 条又は条例第 28 条の規定による通知は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下「弁明書の提出期限等」という。)の 2 週間前までに弁明の機会の付与通知書(様式第 9 号)により行わなければならない。

- 2 法第 31 条において準用する法第 15 条第 3 項又は条例第 29 条において準用する条例第 15 条第 3 項の書面は、前項の弁明の機会の付与通知書によるものとし、これらの規定による揭示は、弁明の機会の付与公示送達書(様式第 10 号)により行わなければならない。

(弁明書の提出期限等の変更)

第 14 条 当事者は、行政庁が法第 30 条若しくは法第 31 条において準用する法第 15 条第 3 項又は条例第 28 条若しくは条例第 29 条において準用する条例第 15 条第 3 項の規定による通知をした場合において、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、弁明書の提出期限等の変更を申し出ることができる。

- 2 行政庁は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、弁明書の提出期限等を変更し、又は職権で弁明書の提出期限等若しくは弁明の機会の付与の場所(口頭による弁明の機会の付与を行う場合に限る。次項において同じ。)を変更することができる。
- 3 行政庁は、前項の規定により弁明書の提出期限等又は弁明の機会の付与の場所を変更したときは、速やかに、当該変更後の弁明書の提出期限等又は弁明の機会の付与の場所を当事者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第 15 条 条例第 29 条において準用する条例第 18 条第 1 項の閲覧を求めようとする当事者は、資料閲覧許可申請書(様式第 4 号)を行政庁に提出しなければならない。

- 2 行政庁は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、その閲覧の日時及び場所を当該当事者に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、弁明の機会の付与における当事者の弁明書の提出等の準備を妨げることをしないよう配慮しなければならない。

(口頭による弁明の聴取)

第 16 条 行政庁は、法第 29 条第 1 項又は条例第 27 条第 1 項の規定により弁明を口頭であることを認めたときは、その指名する職員に当該弁明を聴取させなければならない。

- 2 前項の規定により弁明を聴取する者(次項において「弁明聴取者」という。)は、口頭による弁

明を聴取したときは、その陳述の要旨等を記載した文書を作成しなければならない。

- 3 弁明聴取者は、口頭による弁明の終了後、速やかに前項の文書を行政庁に提出しなければならない。

(弁明書が提出されない場合等の措置)

第 17 条 行政庁は、弁明書の提出期限までに弁明書が提出されない場合又は弁明の日時に当事者又はその代理人が出頭しない場合は、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔法人その他の団体にあつては、事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

行政庁

㊟

聴 聞 通 知 書

行政手続法第15条第1項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第15条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行いますので通知します。

予定される不利益処分の内容 及び根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日及び場所	
聴聞に関する事務を所掌する 組織の名称及び所在地	

教示

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を主宰者に提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を行政庁に対し求めることができます。

注1 代理人を選任するときは、聴聞の期日までに委任状等代理権を証する書面を行政庁に提出してください。

- 2 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとするときは、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日までに主宰者に提出してください。
- 3 やむを得ない理由があるときは、聴聞の期日の変更を行政庁に申し出ることができます。
- 4 出頭するときは、この通知書を持参してください。

泉佐野市田尻町清掃施設組合告示第 号

聴 聞 公 示 送 達 書

送達を受けるべき者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
聴聞の期日及び場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

上記の者に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第1項各号・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例(令和6年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書を泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付します。

年 月 日

行政庁



注 上記の聴聞通知書は、年 月 日を経過したときは、行政手続法第15条第3項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第15条第3項の規定により、送達があったものとみなされます。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

主宰者 様

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

関係人参加許可申請書

行政手続法第17条第1項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第17条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

被 聴 聞 者 の 氏 名 〔法人その他の団体にあつて〕 は、名称及び代表者の氏名	
聴 聞 の 期 日	
被 聴 聞 者 と の 関 係	
参 加 理 由	

注 参加理由の欄には、当該聴聞に係る不利益処分についての利害関係及びそれを明らかにする事実を記入してください。

年 月 日

行政庁 様

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

資 料 閲 覧 許 可 申 請 書

行政手続法第18条第1項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第18条第1項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第29条において準用する同条例第18条第1項の規定により、次のとおり申請します。

被聴聞者又は弁明者の氏名 〔法人その他の団体にあつて〕 は、名称及び代表者の氏名	
聴聞の期日又は弁明書の提出期限若しくは出頭すべき日時	
資 料 名	

年 月 日

主宰者 様

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

補佐人出頭許可申請書

行政手続法第20条第3項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第20条第3項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

被 聴 聞 者 の 氏 名 〔法人その他の団体にあつて〕 は、名称及び代表者の氏名	
聴 聞 の 期 日	
補 佐 人 の 住 所 及 び 氏 名	
被 聴 聞 者 (参 加 人) と の 関 係	
補 佐 す る 事 項	

聴 聞 調 書

被聴聞者 に係る聴聞の審理の経過は、次のとおりです。

被 聴 聞 者 の 氏 名 〔法人その他の団体にあつて〕 〔は、名称及び代表者の氏名〕	
被 聴 聞 者 の 住 所 又 は 所 在 地	
聴 聞 の 日 時 及 び 場 所	
出 席 者 名	
欠 席 者 名	
当 事 者 の 欠 席 理 由	
上 記 理 由 の 正 当 性 の 有 無	
陳 述 の 要 旨	
提 出 さ れ た 証 拠 書 類 等 の 名 称	
そ の 他	

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

年 月 日

行政庁 様

主宰者の職及び氏名

報 告 書

次のとおり聴聞を実施したので、行政手続法第24条第3項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第24条第3項の規定により報告します。

被 聴 聞 者 の 氏 名 〔法人その他の団体にあつて〕 は、名称及び代表者の氏名〕	
聴 聞 の 期 日	
当 事 者 等 の 主 張	
意 見	
理 由	

年 月 日

様

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

聴 聞 調 書 (報 告 書) 閲 覧 申 請 書

行政手続法第24条第4項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第24条第4項の規定により、次の聴聞に係る聴聞調書(報告書)の閲覧を申請します。

被 聴 聞 者 の 氏 名 〔法人その他の団体にあつて〕 は、名称及び代表者の氏名	
聴 聞 調 書 、 報 告 書 の 別	
聴 聞 の 日 時	

注1 聴聞の日時の欄は、聴聞調書の閲覧を申請する場合に記入してください。

2 聴聞の終結前にあつては当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出してください。

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔法人その他の団体にあつては、事務所〕
の所在地、名称及び代表者の氏名

行政庁

㊟

弁 明 の 機 会 の 付 与 通 知 書

行政手続法第30条・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第28条第1項の規定により、
次のとおり弁明の機会の付与を行いますので通知します。

予定される不利益処分の内容 及び根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出期限及び提出先	
弁明書の提出に代えて 口頭による弁明の機会 を付与する場合	日時 場所

教示 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を
証する資料の閲覧を行政庁に対し求めることができます。

注1 代理人を選任するときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに委任状等代理権
を証する書面を行政庁に提出してください。

2 出頭するときは、この通知書を持参してください。

泉佐野市田尻町清掃施設組合告示第 号

弁明の機会の付与公示送達書

送達を受けるべき者の住所及び 氏名(法人その他の団体にあつ ては、事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)		
弁明書の提出期限		
弁明書の提出先		
弁明書の提出に代えて口 頭による弁明の機会を 付与する場合	日時	
	場所	

上記の者に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第30条各号・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例(令和6年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)第28条第1項各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付します。

年 月 日

行政庁

印

注 上記の弁明の機会の付与通知書は、年 月 日を経過したときは、行政手続法第15条第3項・泉佐野市田尻町清掃施設組合行政手続条例第15条第3項の規定により、送達があったものとみなされます。